

高齢者とその家族を支えます！—市独自の介護サービス事業—

在宅の高齢者とその家族が安心して充実した生活が送れるよう、国の介護サービスでは補えない、市独自の事業を実施しています。

福祉タクシー利用料金助成事業

- 対象者 一般の公共交通機関の利用が困難または下肢が不自由で次のいずれかの条件に該当する方
- 1 満65歳以上の方
 - 2 身体障害者手帳の交付を受けている方
 - 3 療育手帳の交付を受けている方
 - 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - 5 難病の医療受給者証の交付を受けている方

タクシー利用料金	利用者負担
1,000円以下	400円
1,001円～2,000円	800円
2,001円～3,000円	1,200円
3,001円～4,000円	1,600円
4,001円～5,000円	2,000円
5,001円以上	利用料金から3,000円を引いた残りの額



- 利用方法 利用券の交付を受けてから、指定のタクシー会社に連絡をしてご利用ください。
○利用限度 年48回まで（申請月により回数が異なります）※往路、復路それぞれ1回として数えます。

寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

- 対象者 次のいずれかの条件に該当する方
- 1 おおむね65歳以上のひとり暮らしの方
 - 2 高齢者のみの世帯に属する方

○対象の寝具類、利用者負担

敷き布団・掛け布団・綿入れかいまき	1枚につき200円
毛布	1枚につき100円

※追加料金がかかる場合もあります。

- 利用方法 利用券の交付を受けてから指定のクリーニング店へ寝具類をお持ち込みください。
○利用限度 原則年2回まで

訪問理美容サービス事業

- 対象者 在宅のおおむね65歳以上の寝たきり、もしくは認知症の方で、常時臥床の状態にあるか、または日常生活の大半を他の者の介護を必要とする状態が今後も続くと思われる方（長期入院者を除く）
○利用方法 助成券の交付を受けてから、指定理美容店に予約後ご利用ください。
○利用者負担 1回2,000円

はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

- 対象者 次のいずれかの条件に該当する方
- 1 70歳以上の方
 - 2 身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方、または療育手帳（A、A）の交付を受けている方
 - 3 60歳以上で身体障害者手帳（3級～6級）の交付を受けている方
- 利用方法 助成券の交付を受けてから、指定施術機関でご利用ください。
○利用者負担 利用料金から1,000円を引いた残りの額 ○利用限度 年10回まで



家族介護用品（紙おむつ等）支給事業

- 対象者 次のいずれかの条件に該当する方を在宅で介護している方
- 1 申請日現在65歳以上で、要介護3以上の認定を受けている方
 - 2 身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方
 - 3 特定疾病該当者で65歳未満の介護保険認定者（要支援状態に該当するものを除く）
- ※入院・入所中及びショートステイが月14日以上の場合は対象外です。
※介護者・被介護者のいずれも市内在住の方が対象です。
助成券の交付を受けてから、指定の販売店で介護用品を購入してください。

- 利用方法
○利用限度

次の要件にすべてあてはまる方 ◇申請日現在65歳以上 ◇要介護3以上の認定を受けている ◇前年度の市民税が非課税の世帯に属する	年間75,000円分
上記以外の方	年間60,000円分

- ※1,000円単位の助成券で、おつりは出ません。1,000円未満の端数分は現金でお支払いください。
○対象用品 紙おむつ、尿取りパット（軽失禁用は除く）、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、おしり拭き、防水シート、防水シート

おかえりマーク登録事業

行方不明となった場合の早期発見及び身元確認を容易にするための「おかえりマーク」を交付します。

- 対象者 認知症等により徘徊行動が見られる方、または徘徊のおそれのある方
○利用者負担 無料 ○申請できる方 利用対象者本人、家族など
○配布するもの 登録番号の入った2種類（防水反射素材20枚・アイロンシール10枚）のおかえりマーク
○申請方法 事前の登録が必要になるため、緊急連絡先（2名分）、写真（顔写真・全身写真）を持参してください。登録した情報は、ご本人と申請者の同意を得て、茨城県警察へ提供します。



▲おかえりマーク

配食サービス事業

- 対象者 高齢・心身の障がい及び疾病等の理由により食事の支度が困難な方で、次のいずれかの条件に該当する方
- 1 おおむね65歳以上でひとり暮らしの方
 - 2 高齢者のみの世帯に属する方
 - 3 障がい者または難病患者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び難病の医療受給者証の交付を受けている方）
- 申請方法 持病、服薬、食生活などを聞き取りますので、できるだけ把握した状態で窓口へお越しください。
○利用方法 利用決定後、配食時間に食事を直接受け取ってください。
※配食サービスは安否確認を兼ねておりますので、受取時は必ずご在宅ください。
○利用者負担 1食300円 ○利用限度 週7回以内
※地域包括支援センターでの申請も可能です。

大宮地域の方：南部地域包括支援センター ☎53-6810
山方・美和・緒川・御前山地域の方：北部地域包括支援センター ☎57-3326

ご利用には事前の申請が必要です。まずはお気軽にお問い合わせください！

長寿福祉課高齢者支援グループ ☎52-1111（内線175）
地域創生部各支所 山方☎57-2121 美和☎58-2111 緒川☎56-2111 御前山☎55-2111
※上記のほか、お近くの民生委員、児童委員にもお気軽にご相談ください。